

# 〈ケーススタディ〉預金差押のこんなときどう対応する!?

①～③

金融・証券アナリスト 大澤昌弘

ここでは、預金差押について特に留意が必要なケースを挙げ、対応方法を解説します。

ケース1

弁護士会から営業店に預金差押のための口座照会があった



## 金

融機関がお客様に氏名・法人名称や住所・所在地といった属性情報の提供を求めるといった金融サービスの依頼内容に沿ったためです。一方で、行職員には、職務を通じて知り得たお客様の属性情報を第三者に漏らすはならないという守秘義務が課せられます。

こうした守秘義務が例外的に免除されるのは、⑦お客様本人が開示を承諾する場合、①法令上の要請に応諾する場合に限定されま

す。①に該当する代表的な口座照会要請は図表のとおりですが、これに応諾する場合も、単純・一律にすべてが免除されるわけではなく、一定の条件に該当しなければ免除されないこともあるため、注意が必要です。

### ●税務調査等の照会では依頼どおりに対応する

国税局や税務署による税務調査は、所得税・法人税・相続税等の徴収に必要な場合に実施され、①任意調査と②強制調査に区分され

ます。このうち、①任意調査は、国税局等からの依頼に金融機関が許可・承諾する建付けであるものの、事実上拒絶できません。

また、調査官による立ち入り調査のときにも、伝票など関係書類の閲覧だけでなく行職員に対する質問もあります。その際に虚偽の回答を行えば罰則の対象にもなります。

そうした①任意調査では不十分な場合に、裁判所の許可を経て実施されるのが、②強制調査です。金融機関の許諾自体が不要であ